

国際力動的心理療法学会 第 27 回年次大会

通訳・翻訳ボランティア規約

前文

国際力動的心理療法学会 (International Association of Dynamic Psychotherapy) では、力動的心理療法の実践あるいは研究に携わる参加者だけでなく、国内外の熟達心理療法家の講師陣もまた参加者として、それぞれの心理療法に関する研究知見や技術の集積を持ち寄って発表し合い、相互鍛錬、研鑽を年々積み重ねてきています。実験や体験性を重視する年次大会では、各プログラム内で交わされる言葉によるダイアログを重要し、ダイアログから成り立つ力動的心理療法の現代における臨床効果性を高める研究を推進し、人間の心の本質と社会的変化の中での力動的心理療法の意味を追究し続けています。

生き生きとしたダイアログを可能とするトランスレーター (通訳・翻訳) の存在は、本国際学会の一翼を担うものとして、重要な役割を果たします。トランスレーターは、研究資料の翻訳そして討論の通訳を通じて年次大会をはじめとする本学会のプログラム運営を支えます。国内外の専門家の生の声を届けるという責務を果たす中で、トランスレーターは最先端の心理力動的知見に触れるだけでなく理論を体現するマスターセラピストの仕事を最も近くで体験する機会を得ることができます。

国際力動的心理療法学会第 27 回年次大会では、大会運営にご協力いただける通訳・翻訳ボランティアを募集します。本規約は、通訳・翻訳ボランティアが大会において安全かつ存分に活動できるようにするために設置されます。

第1条 本規約の拘束力

本規約は、国際力動的心理療法学会第 27 回年次大会 (以下：「IADP 第 27 回大会」とする) における通訳・翻訳ボランティアに関して適用される。本規約で定めたことその他については、国際力動的心理療法学会会則 (IADP 会則) に従うものとする。

第2条 通訳・翻訳ボランティアの区分とその活動内容

アカデミックトランスレーターの種類と活動内容は、以下の通りに区分される。

1. 専門家通訳・翻訳ボランティア

IADP の参加資格 (IADP 規約を参照のこと) を持つ者で、IADP 第 27 回大会に参加者として参加をしながら、開催に伴う、事前の翻訳補助及び、開催当日の通訳補助などを行う。

2. 学生通訳・翻訳ボランティア

IADP の参加資格を有していないが、臨床心理学、精神医学、心理学、教育、精神看護等の領域に関心がある学生、または、IADP の参加資格を有していないが、通訳・翻訳の勉強をしている学生で、IADP 第 27 回大会の開催に伴う、事前の翻訳補助及び、当日の通訳補助などを行う。

3. 翻訳ボランティア

プログラムの開催に伴う、事前の翻訳補助などを行う。

第3条 通訳・翻訳ボランティアの申込資格

ボランティアの申し込み資格は以下を全て満たす者とする。

1. IADP の活動趣旨、目的に賛同する方。
2. 日常会話以上の語学力を有する方（語学力については国際力動的心理療学会第 27 回年次大会事務局（以後、第 27 回大会事務局）で確認をする場合がある）。
3. ボランティア登録を行う時点で、満 18 歳以上の方。

第4条 ボランティア活動における補助・待遇

ボランティア活動に対する、第 27 回大会事務局が定める補助は下記のとおりとする。

1. IADP 第 27 回大会における昼食、飲み物を支給する。
2. 活動中の一切の金銭的負担（交通費・参加費等）については、ボランティアの自己負担とする。ただし、遠隔地から参加の場合で、2 日間以上ボランティア参加の場合、交通費・宿泊費補助を支給する。

第5条 ボランティア活動における守秘義務について

通訳・翻訳ボランティアが、ボランティア活動において知り得た情報の扱いについては、以下のとおりとする。

1. ボランティア活動において入手した原稿等については、個人情報保護に関する法律および発表者の権利（著作権）保護の観点から、ボランティア活動のためにのみ用い、無許可で公開しない、また他人に譲渡してはならない。具体的には、口頭によるもの、文章への引用、インターネット上のあらゆるコミュニケーションツール等（HP、ブログ、Facebook、Twitter）による、あらゆる公開や譲渡を禁ずる。
2. 個人情報保護に関する法律に基づき、ボランティア活動内で見聞きした特定の個人に関わる情報などについてはその活動外で口外しない。
3. その他の場合に関しては、日本国内の著作権法、および個人情報の保護に関する法律に従うものとする。

第6条 通訳・翻訳ボランティア登録申込方法について

1. 通訳・翻訳ボランティア申し込みは、書面によるものとし、第 27 回大会事務局に提出する。
2. 登録申込書を提出後、第 27 回大会事務局により語学力の確認等のために面接を行い、登録の可否を判断する場合がある。

第7条 ボランティア登録期間

通訳・翻訳ボランティア登録の有効期間は登録申請完了後から、IADP 第 27 回大会終了までとする。ボランティア登録者が登録の解除を希望する場合は、第 27 回大会事務局にそ

の旨を連絡することとする。

第8条 登録内容の変更・解除

登録内容に変更がある場合は、もしくは解除を希望する場合は、IADP 第 27 回大会まで電子メール、又は電話によって連絡をする。

第9条 登録の取消

IADP 第 27 回大会は、次のような場合、双方が円滑に活動を進めるために、登録期間中においても登録を取り消す場合がある。

- ・本人から登録解除の申し出があった場合
- ・事務局が不適切と判断する行為を行った場合

例) 通訳・翻訳ボランティアとしてふさわしくないと判断される言動や行動があった場合

例) 政治活動や宗教活動などの場として IADP 及び関連事業などを利用した場合

- ・その他、第 27 回大会事務局が、登録取消が適切と判断した場合。

第10条 通訳・翻訳ボランティアの個人情報の管理について

登録された通訳・翻訳ボランティアの個人情報は IADP 第 27 回大会によって適切に管理され、ボランティア活動の目的外に使用することはない。不正に第三者に開示・提供されることはない。

第11条 その他

以上の規則に定めていない事項や不測の事態が生じた場合は、IADP 第 27 回大会会長の責任で対応をする。